警察通信工務要則　　昭和２９年１２月３日
警察庁訓令第１７号

（沿革）昭和３０年６月８日警察庁訓令第９号、３３年3月３１日第９号、４１年4月１日第１０号、４２年6月１日第５号、６１年4月５日第９号、平成１０年9月９日第１１号、平成１６年4月１日第７号改正

警察通信工務要則を次のように定める。

警察通信工務要則

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　警察通信施設の新増設及び改修（第４条－第９条）
第３章　事業用電気通信設備の新増設及び変更（第１０条－第１４条）
第４章　警察通信施設の維持（第１５条・第１６条）
第５章　雑則（第１７条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、警察通信施設の維持、新増設、改修等の工務を能率的に処理するため、必要な事項を規定することを目的とする。

（警察通信施設）

第２条　この訓令において「警察通信施設」とは、警察法（昭和２９年法律第１６２号）第５条第２項第１６号の警察通信施設のうち警察庁情報通信局長（以下「情報通信局長」という。）が定めるものをいう。

［改正・・・平成16年訓令第７号］

（連絡）

第３条　管区警察局（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を含む。）及び都道府県警察は、警察通信施設の維持、新増設、改修等の工務に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。

［改正・・・平成16年訓令第７号］

第２章　警察通信施設の新増設及び改修

（工事の所掌）

第４条　管区警察局長（東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長を含む。以下同じ。）は、所掌の警察通信施設（警察通信施設であつて事業

用電気通信設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第５号に規定する電気通信事業者がその電気通信事業の用に供する電気通信設備をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。以下この章において同じ。）の新増設及び改修（以下「工事」という。）を行うものとする。

（工事計画概要書の提出）

第５条　管区警察局長は、毎年度１０月３１日までに、翌々年度に行うことが必要と認められる工事について、工事計画概要書を作成し、警察庁長官（以下「長官」という。）に提出するものとする。

２　前項の工事計画概要書には工事名、工事場所、工事計画概要、完成希望時期等を記載するものとし、その様式は、情報通信局長が定める。

（工事計画書の提出）

第６条　管区警察局長は、毎年度１０月３１日までに、翌年度に行うことが必要と認められる工事について、工事計画書を作成し、長官に提出するものとする。

２　管区警察局長は、前項の工事以外に工事を行う必要が生じたときは、その都度、理由を付して、工事計画書を作成し、長官に提出するものとする。

３　前２項の工事計画書には工事名、工事場所、工事計画内容、完成希望時期等を記載するものとし、その様式は、情報通信局長が定める。

（工事命令）

第７条　長官は、工事計画書を審査の上、管区警察局長に工事命令を発する。

２　前項の工事命令においては、工事名、工事場所、工事内容、完成期限等を明らかにするものとする。

（工事の実施）

第８条　管区警察局長は、前条第１項の工事命令を受けたときは、当該工事命令に従つて、工事を行うものとする。

２　管区警察局長は、臨時に工事を行う必要が生じた場合において、前２条に定める手続によることができないときは、長官の承認を得て、前条第１項の工事命令による工事以外の工事を行うことができる。

（工事の完了報告）
第９条　管区警察局長は、工事が完了したときは、完了報告書を長官に提出するものとする。
２　前項の完了報告書には工事名、工事場所、工事内容、完成年月日等を記載するものとし、その様式は、情報通信局長が定める。

第３章　事業用電気通信設備の新増設及び変更

（事業用電気通信設備の所掌）
第１０条　管区警察局長は、所掌の事業用電気通信設備の新増設及び変更に関する業務を行うものとする。

（事業用電気通信設備計画概要書の提出）
第１１条　管区警察局長は、毎年度１０月３１日までに、翌々年度に行うことが必要と認められる事業用電気通信設備の新増設及び変更の計画概要書（以下「事業用電気通信設備計画概要書」という。）を作成し、長官に提出するものとする。
２　前項の事業用電気通信設備計画概要書には計画概要、完成希望時期等を記載するものとし、その様式は、情報通信局長が定める。

（事業用電気通信設備計画書の提出）
第１２条　管区警察局長は、毎年度１月３１日までに、翌年度に行うことが必要と認められる事業用電気通信設備の新増設及び変更の計画書（以下「事業用電気通信設備計画書」という。）を作成し、長官に提出するものとする。
２　管区警察局長は、前項の事業用電気通信設備計画書以外に事業用電気通信設備の新増設及び変更を行う必要が生じたときは、その都度、理由を付して、事業用電気通信設備計画書を作成し、長官に提出するものとする。
３　前２項の事業用電気通信設備計画書には計画内容、完成希望時期等を記載するものとし、その様式は、情報通信局長が定める。

（事業用電気通信設備の新増設及び変更の命令）
第１３条　長官は、事業用電気通信設備計画書を審査の上、管区警察局長に事業用電気通信設備の新増設及び変更の命令を発する。
２　前項の命令においては、その内容、実施期限等を明らかにするものとする。

（事業用電気通信設備の業務の実施）

第１４条　管区警察局長は、前条第１項の命令を受けたときは、当該命令に従つて、事業用電気通信設備の新増設及び変更の業務を行うものとする。

２　管区警察局長は、臨時に新増設又は変更の業務を行う必要が生じた場合において、前２条に定める手続によることができないときは、長官の承認を得て、前条第１項の命令による業務以外の事業用電気通信設備の新増設及び変更の業務を行うことができる。

第４章　警察通信施設の維持

（維持の所掌）

第１５条　管区警察局長は、情報通信局長の定めるところにより所掌の警察通信施設の維持を行うものとする。

（特別の維持）

第１６条　管区警察局長が行う警察通信施設の維持であつて特別の経費を必要とするものについては、第５条から第９条までの規定を準用する。この場合において、第５条中「工事計画概要書」とあるのは「維持計画概要書」と、同条第２項、第６条第３項、第７条第２項及び第９条第２項中「工事名、工事場所」とあるのは「名称、場所」と、第５条第２項中「工事計画概要」とあるのは「維持計画概要」と、第６条及び第７条第１項中「工事計画書」とあるのは「維持計画書」と、第６条第３項中「工事計画内容」とあるのは「維持計画内容」と、第７条及び第８条中「工事命令」とあるのは「命令」と、第７条第２項及び第９条第２項中「工事内容」とあるのは「内容」と読み替えるものとする。

第５章　雑則

（情報通信局長への委任）

第１７条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、情報通信局長が定めるものとする。

附　則

（省略）

附　則

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。